

機密性○

⑤閑電が2.2秒を超えて構わないとする説明を福井県に行った
件につき、福井県に説明し、閑電に厳重注意を行うこと。

○大飯3、4号機の設置許可申請書において、制御棒の挿入時間は
2.2秒以下と記載されており、当該記載事項の範囲において、原
子炉施設を設置することについて許可を行っている。

○当該挿入時間を変更する場合には、事業者は原子炉等規制法に基
づき設置変更許可を受ける必要があり、仮に、当該変更許可を得ず
に設置許可申請書の記載から逸脱するような運転を行っても構わ
ないという趣旨で行ったのであれば問題であるが、そのような趣旨
ではないと聞いている。